

独立行政法人日本学術振興会の平成20年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

- (イ) 第2期中期目標期間の初年度として、各事業とも着実に実施されており、学術の振興に大きく寄与している。
- (ロ) 我が国における学術振興のための中核機関として、第一線で活躍している研究者で構成される学術システム研究センターの機能を活用し、科学研究費補助金や特別研究員、学術の国際交流などの諸事業に研究者の意見を反映させることができる体制を整備している。これにより、学術の特性に配慮した業務運営を実施しており、法人としての使命を十分に果たしている。
- (ハ) 特に、科学研究費補助金事業において、応募手続きの完全電子化や、新規採択課題の採否に関する通知の発出をこれまで以上に早期化したことなどは、ファンディングエージェンシーとしての機能を十分に発揮しているだけでなく、他の競争的資金の模範となるべき取組みであり高く評価できる。

＜参考＞ ・業務運営の効率化:A ・業務の質の向上:A ・財務内容の改善:A

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 科学研究費補助金については、審査委員の負担軽減、業務効率化の観点から、審査業務の電子化を一層推進することが課題。(項目別-P4参照)
- (ロ) 研究者支援事業については、今後も効果的な事業の実施に努めるべきであるが、研究者の育成に関しては、各種の事業を通じて支援した若手研究者の追跡調査を行うなど、事業の成果を検証することが課題。
(項目別-P7参照)
- (ハ) 学術国際交流事業については、海外の学術振興機関との連携を図るなど、事業改善に向けての検討が行われているが、事業実施による成果及び効果等について検証することが課題。(項目別-P10参照)
- (ニ) 新たにメールマガジンを配信したことや、ホームページの充実を図るなど、振興会の事業内容の周知に努めたことは評価できるが、引き続き、研究者や国民から広く理解が得られるよう、広報活動を一層推進することが課題。(項目別-P13参照)

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 電子システムを整備することにより、審査業務のペーパーレス化や交付申請手続きの電子化を進めるなど、業務のより一層の効率化に取り組むべき。また、日本人のノーベル賞受賞を契機に基礎研究の重要性が再認識され、それに対する期待と関心が高まっており、科学研究費補助金のより一層の拡充が望まれる。(項目別-P4参照)
- (ロ) 研究者支援の充実のため、特別研究員事業等の一層の拡充を図るとともに、若手研究者への支援の効果を調査・検証し、その結果をホームページ等で公表するべき。(項目別-P7参照)
- (ハ) 学術国際交流事業については、海外の学術動向の把握など海外連絡研究センター等の機能を活用しつつ、事業全般についての成果の把握や効果の検証に努めるべき。(項目別-P10参照)
- (ニ) 振興会が有する様々な媒体を活用し、魅力ある広報活動を行うとともに、メールマガジンの英文化の取組を進めるべき。また、科学研究費補助金の研究成果をわかりやすく説明するなど、事業の成果等を広く国民に伝えるための更なる努力が必要である。(項目別-P13参照)

④特記事項

- (イ) 給与水準については、職員給与の昇級号俸数の見直し、管理職員手当などの諸手当の見直しを行うなど、引き下げに向けての適切な取組みがなされている。
- (ロ) 随意契約については、一般競争入札の範囲を拡大するなど、着実に随意契約件数を減少させてきており、計画に基づいた見直しが図られている。

文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会 日本学術振興会部会委員名簿

部会長	西村紀	大阪大学蛋白質研究所 疾患プロテオミクス (Shimadzu) 寄附研究部門特任教授
委員	瀬川至朗	早稲田大学政治経済学術院教授、大学院政治学研究科 ジャーナリズムコース プログラム・マネージャー
委員	田中成明	関西学院大学大学院司法研究科教授
委員	室伏旭	秋田県立大学名誉教授・東京大学名誉教授
委員	和田義博	公認会計士（日本公認会計士協会 前常務理事）

独立行政法人日本学術振興会の平成20年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	評価値					項目名	評価値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A					研究者の養成	—				
総合的事項	—					全般的な取組み	A				
学術の特性に配慮した制度運営	S					選考審査の適切な実施	A				
評議員会	A					事業の評価と改善	A				
学術顧問会議	A					特別研究員事業	—				
学術システム研究センター	S					特別研究員(DC、PD)	A				
自己点検及び外部評価の実施	—					特別研究員(SPД)	A				
自己点検	A					特別研究員(RPD)	S				
外部評価	A					特別研究員(21世紀COE)	A				
情報システムの整備	—					特別研究員(グローバルCOE)	A				
公募事業における電子化の推進	A					海外特別研究員事業	A				
情報共有化システムの整備	A					若手研究者国際ナショナル・トレーニング・プログラム	A				
ホームページの充実	A					日本学術振興会賞	A				
情報セキュリティの確保	A					若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラム	A				
不正使用及び不正行為の防止	A					学術に関する国際交流の促進	—				
内部統制の充実	A					諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進	A				
学術研究の助成	—					研究教育拠点の形成支援	A				
審査・評価の充実	—					若手研究者育成のためのセミナー	A				
審査業務	S					アジア・アフリカ諸国の交流	—				
評価業務	A					アジア・アフリカにおける研究教育拠点の形成支援等	A				
助成業務の円滑な実施	—					アジア科学技術コミュニティ形成戦略事業	A				
募集業務(公募)	A					論文博士号取得希望者への支援事業	A				
交付業務	S					アジア学術セミナーの開催	A				
不正使用及び不正受給の防止	A					研究者の招致	—				
電子システムの導入・活用	S					全般的な取組み	A				
科学研究費補助金説明会の実施	A					外国人特別研究員事業	A				
研究成果の適切な把握及び社会還元・普及	S					大学等における研究環境の国際化支援	A				
助成の在り方に関する検討	A					事業の評価と改善	A				

項目名	評価値					項目名	評価値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
学術の応用に関する研究の実施	—					重要な財産の処分等に関する計画	—				
人文・社会科学振興プロジェクト研究事業	A					剰余金の使途	—				
学術の社会的連携・協力の推進	A					その他主務省令で定める業務運営に関する事項	—				
国の助成事業に関する審査・評価の実施	—					施設・設備に関する計画	—				
21世紀COEプログラム	A					人事に関する計画	A				
グローバルCOEプログラム	A					積立金にの処分に関する事項	—				
「魅力ある大学院教育」イニシアティブ	A					(参考) 20年度評価結果 ☆ 項目数68に対して S: 7項 A: 61項 B: 0項 C: 0項 F: 0項					
大学院教育改革支援プログラム	A										
質の高い大学教育推進プログラム	A										
世界トップレベル研究拠点プログラム	A										
政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進	A										
調査・研究の実施	A										
広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用	—										
広報と情報発信の強化	A										
成果の普及・活用	A										
前各号に附帯する業務	—										
国際生物学賞にかかる事務	A										
学術関係国際会議開催にかかる募金事務	A										
個別寄付金及び学術振興特別基金の事業	A										
業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	A										
業務運営の効率化	A										
職員の能力に応じた人員配置	A										
情報インフラの整備	—										
業務システムの開発・改善	A										
情報管理システムの構築	A										
外部委託の促進	A										
随意契約の見直し及び監査の適正化	A										
決算情報・セグメント情報の公表	A										
予算、収支計画及び資金計画	A										
短期借入金の限度額	—										

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	29,841	29,655	29,364	29,024	28,859	一般管理費	626	577	546	525	518
国庫補助金収入	87,615	98,742	109,228	129,830	125,946	うち人件費	260	243	242	249	255
科学研究費補助金	87,473	98,607	109,102	129,646	125,682	物件費	366	334	304	276	263
研究拠点形成費等補助金	142	135	126	184	166	事業費	29,298	28,977	28,432	27,884	27,791
大学改革推進等補助金	-	-	-	-	98	うち人件費	655	590	590	581	548
事業収入	66	83	186	158	112	物件費	28,643	28,386	27,843	27,303	27,244
寄付金事業収入	74	76	57	79	46	科学研究費補助事業費	87,388	98,459	108,637	127,336	125,049
産学協力事業収入	258	267	242	265	262	研究拠点形成費等補助事業費	142	128	101	183	157
学術図書出版事業収入	19	13	13	10	1	大学改革推進等補助金	-	-	-	-	90
受託事業収入	-	20	166	649	1,000	寄附金事業費	74	76	57	79	46
						産学協力事業費	258	267	242	265	262
						学術図書出版事業費	19	12	13	15	1
						受託事業費	-	11	146	636	825
計	117,873	128,855	139,255	160,014	156,227	計	117,805	128,507	138,174	156,923	154,740

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用						運営費交付金収益	29,694	29,482	28,997	30,050	28,729
業務費	116,987	127,969	137,754	156,370	154,165	受託収入	-	11	148	636	825
一般管理費	628	555	544	556	531	補助金等収益	87,498	98,587	108,734	127,476	125,295
財務費用	1	-	-	2	-	寄附金収益	332	342	299	344	308
臨時損失	5	-	1	12	-	図書販売収入	19	13	13	10	1
						資産見返負債戻入	7	13	16	22	18
						財務収益	0	1	6	50	30
						雑益	64	76	88	60	82
						臨時利益	0	-	92	-	-
計	117,621	128,524	138,299	156,940	154,697	計	117,615	128,525	138,393	158,648	155,289
						純利益/純損失	-5	1	94	1,709	592
						総利益/総損失	-4	1	94	1,709	671

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

平成18年度の臨時利益の発生要因としては、未来開拓学術研究推進事業に係る委託先の不適正な経理処理に基づく返還金による。

平成16年度の臨時損失の発生要因としては、ユネスコクーポン事業の終了に伴い、業務資金としてユネスコから預かっていた資金を、ドル建てで返還する必要があり、その為替差損による。

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	117,619	128,620	137,547	159,244	155,682	業務活動による収入	118,137	128,921	139,086	159,777	156,515
投資活動による支出	157	151	7	21	6	運営費交付金による収入	29,841	29,655	29,364	29,024	28,859
資金期末残高	2,507	2,657	4,190	4,749	5,607	補助金等収入	87,615	98,739	109,085	129,585	126,130
						補助金等の精算による返還金の収入	-	-	201	123	137
						寄附金収入	302	302	282	292	304
						学術図書出版事業収入	19	14	13	10	3
						その他の収入	360	212	4	112	82
						受託収入	-	-	137	631	1,001
						投資活動による収入	1	-	0	47	0
						資金期首残高	2,145	2,507	2,657	4,190	4,749
計	120,283	131,428	141,743	164,014	161,295	計	120,283	131,428	141,743	164,014	161,264

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	2,763	2,878	4,314	6,531	7,582	流動負債	1,692	1,943	3,305	3,810	5,994
固定資産	932	987	937	845	803	固定負債	1,013	978	950	894	877
						負債合計	2,706	2,921	4,255	4,705	6,871
						純資産					
						資本金	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064
						基本金	2	2	2	2	2
						資本剰余金	-72	-117	-159	-194	-222
						利益剰余金/繰越欠損金	-4	-4	91	1,800	671
						(うち当期末処分利益/当期末処理損失)	-5	-4	91	1,709	671
						純資産合計	989	944	997	2,671	1,513
資産合計	3,694	3,865	5,251	7,376	8,385	負債純資産合計	3,694	3,865	5,251	7,376	8,385

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

平成18年度の利益剰余金の主な発生要因としては、未来開拓学術研究推進事業に係る委託先の不適正な経理処理に基づく返還金による。

平成16年度の損失の発生要因としては、ユネスコクーポン事業の終了に伴い、業務資金としてユネスコから預かっていた資金を、ドル建てで返還する必要があり、その為替差損による。

資本剰余金の減については、政府出資財産にかかる損益外減価償却累計額の増加による。

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期未処分利益／当期未処理損失					
当期総利益／当期総損失	-5	1	94	1,709	671
前期繰越欠損金	-	4	4	-	-
II 利益処分額					
積立金	-	-	91	1,709	671
独立行政法人通則法第44条第3項によ 主務大臣の承認を受けた額	-	-	-	-	-
III 損失処分額					
積立金取崩額	1	-	-	-	-
次期繰越欠損金	4	4	-	-	-

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

平成18年度の積立金の主な発生要因としては、未来開拓学術研究推進事業に係る委託先の不適正な経理処理に基づく返還金による。

平成16年度の当期損失の発生要因としては、ユネスコクーポン事業の終了に伴い、業務資金としてユネスコから預かっていた資金を、ドル建てで返還する必要があり、その為替差損による。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
常勤職員数	96	96	96	95	102

備考

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A	
1 総合的事項			
(1) 学術の特性に配慮した制度運営	<p>○各事業を推進するにあたり、研究の手法、規模、必要な資金、期間など研究分野により異なる学術研究の特性に配慮した制度運営を図る。</p> <p>○関連する事業を実施している機関との連携・協力を行う。</p> <p>○我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に配慮しつつ、事業を実施する。</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> ・学術システム研究センター、学術顧問会議などを引き続き整備することにより、ノーベル賞受賞者や大学等の研究現場の第一線で活躍する研究者の生の声を取り入れて各事業が推進されており、学術の特性に配慮した制度運営が図られている。 ・研究者の意見を集約し、的確に事業に反映できる体制が整えられていることは、我が国の学術振興を図ることを目的とした資金配分機関として、他機関に類を見ない先進的な取り組みであり高く評価できる。 ・これらの取組みなどにより、学術研究を支援する体制が整えられつつある。 ・複数の研究助成機関が支援を行っているiPS細胞研究に関して、振興会を含む研究助成機関が「iPS細胞研究支援連絡会」を設けるなど、連携・協力も行っている。
(2) 評議員会	<p>○各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を定期的に開催する。</p> <p>○業務運営の重要事項に関する審議を行うとともに、その意見を参考として事業を実施する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・学術界、産業界、大学等を代表する学識経験者で構成する評議員会を定期的(2回)に開催している。振興会の業務運営の重要事項について、高い識見に基づいた審議がされているとともに、担当者を直接傍聴させることで、評議員の意見を直接業務運営に反映できる仕組みとなっている。
(3) 学術顧問会議	<p>○6名以上の学識経験者で構成する学術顧問会議を定期的に開催する。業務運営に関し、専門的な見地から幅広い助言を求め、事業の実施に当たっては意見を的確に反映させる。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーベル賞受賞者、大学長経験者等、学術研究に関する特に高い識見を有する研究者で構成されている学術顧問会議を4回開催している。振興会の主な事業について、専門的な見地から幅広い助言が得られているとともに、関係部長も出席させることで、業務の運営に有識者の意見を的確に反映させている。
(4) 学術システム研究センター	<p>○研究経験を有する第一線級の研究者を任期付き研究員として配置する。</p> <p>○学術振興策や学術動向に関する調査・研究体制を整備する。</p> <p>○事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度には、副所長1名の増員を図り、体制の充実に努めている。 ・第一線の研究者を非常勤の任期付き研究員として114名(所長1名、副所長3名、主任研究員17名、専門研究員93名)を配置し、全学問領域をカバーする体制を構築している。 ・学術振興方策、学術研究動向に関する調査・研究などを通じて、振興会の各事業の公募要領、審査基準の見直し等に対する提案・助言を行っており、審査・評価の質の向上に大きく寄与している。このことは、公正で透明性の高い審査評価システムの確立に向けた取組として、研究者からの高い信頼も得ており、高く評価できる。 ・学術システム研究センターは、振興会事業への提言や助言により学術研究の将来を方向付ける重要な役割を担っており、更なる機能の充実に期待している。
(5) 自己点検及び外部評価の実施			
① 自己点検	<p>○平成19年度事業に係る自己点検及び第一期中期目標期間に係る自己点検については、厳正に評価を実施し、外部評価委員会に提出するとともにその結果を公表する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度事業に係る自己点検及び第一期中期目標期間に係る自己点検評価を行い、外部評価委員会に提出するとともに、評価結果をホームページ上で広く一般に公開している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
② 外部評価	○外部評価を実施し、その結果を業務の改善・見直しに役立てるとともに、ホームページ等において公表する。	A	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価委員からなる第三者評価を行うことによって、公正で客観的な評価を実施している。また、評価結果については、業務の改善に反映するとともにホームページ上で広く一般に公開している。
(6) 情報システムの整備			
① 公募事業における電子化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。 ○研究者からの申請書類を電子的に受け付ける電子申請システムについて、制度的・技術的課題を検討しながら他の事業への拡充を進める。拡充に当たっては、文部科学省が運用・管理を行っている府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携を強化し、申請者の手続・管理を簡素化する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項、応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページからダウンロードできるようにしている。 電子申請システムについては、本格運用している公募事業は継続して実施するとともに、科研費事業については、特別推進研究において外国人審査員から入力が行えるようにシステム整備を新たに行っている。 電子システムと府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携を強化するため、両システムの電子証明書を共通化することによって、手続きを効率化し、研究機関が二重に証明書取得手続きを行う必要がなくなっている。 これら電子システムの効率的活用は、e-Radの早期実用化のみならず、申請数の増加に対応するために必須であり、全ての機関の関係者の利便性の向上、事務負担を大幅に軽減したことは評価できる。
② 情報共有化システムの整備	○グループウェアを用いて情報共有化を推進し、職員が容易かつ効率的な方法により更新できる、横断的なデータベースを構築する。	A	<ul style="list-style-type: none"> グループウェアを利用した掲示板及び内部ポータルページを構築し、必要な情報が振興会全体ですぐに共有できるように改善を図っている。また、データベースを活用した進捗管理に切り替えることにより、紙ベースの管理に比べて、業務効率化が図られている。
③ ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○最新情報を迅速に提供し、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。 ○ホームページの情報量増加に伴い、閲覧者がアクセスしづらくなりつつあるため、利用者の利便性を考慮した次世代のホームページの構築を検討する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページでの確かつわかりやすく迅速に提供するよう努めたことにより、約575万人の訪問者及び約3,836万ページの閲覧がされている。 ホームページの情報量増加に伴い、利用者へのアクセシビリティを考慮した、ホームページの構築に向けた検討が行われ、平成21年度に予定するリニューアルに向けた仕様書案の作成を行っている。
④ 情報セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。 ○情報セキュリティ講習を年1回実施し、職員の情報セキュリティに関する意識を高める。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するため、職員等に対し、研修を実施し、各職員の情報セキュリティ意識の向上を図っている。 平成20年度に情報漏洩などセキュリティ事案は発生しておらず、情報セキュリティポリシーの遵守が徹底して図られている。
(7) 不正使用及び不正行為の防止	○研究費の不正使用及び不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、国のガイドライン等に基づき、不正の防止に対する研究機関の取組強化、研究者の意識改革の促進などにより不正の防止に努める。	A	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書の提出を応募要件とするとともに、事業説明会等において注意喚起を行う等、研究費の不正使用防止策の着実な実施に取り組んでいる。 研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、ペナルティを課すこととしており、不正の防止に実効性を持たせている。 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発受付窓口を振興会内に設置し、不正への対応を迅速に出来るよう努めている。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(8) 内部統制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的な業務・会計監査のほか重点項目を設けることにより、監事監査を実施する。 ○外部監査については監査法人による任意監査を行う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行や会計経理における一般的な項目(財務諸表・決算、随意契約の見直し状況、給与水準の状況など)について、監事監査を実施している。更には、平成20年度は「特別研究員の現状と在り方について」を重点項目として設定し、監事監査を実施している。 ・平成20年度は随意契約について、監査法人による任意監査を実施している。 ・振興会は、1,500億円を超える研究費等の支援事業を行っており、ガバナンス、コンプライアンスを意識し業務を行うことが必要であり、監事による監査のみならず、監査法人による任意監査を実施するなど、内部統制の向上のための努力が伺える。今後は、内部統制の向上を図るとともに、講じた措置について公表することが必要である。
2 学術研究の助成			
(1) 審査・評価の充実			
① 審査業務	<ul style="list-style-type: none"> ○科学研究費委員会を年3回程度開催して、「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」を改正する。 ○審査委員の選考については、審査委員候補者データベースを充実しつつ、学術システム研究センターの研究員の幅広い参画を得て実施する。 ○研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムの活用等により、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し、4月下旬までに提供する。 	S	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、科学研究費委員会を年3回開催し、「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」を改正するなど、審査方法の改善を図っている。また、配分審査のための小委員会も84回開催し、応募のあった研究課題の審査を行っている。 ・審査委員候補者データベースについては、平成20年度において8,000名の新規登録者を加えることにより、登録者数が49,000名となり、充実したデータベースを構築してきており、評価できる。この結果、このデータベースを活用し、学術システム研究センターの研究員が前年度の審査結果を検証した上で専門的見地から審査委員の選考を実施しており、公正な選考を行う体制が整備されている。 ・審査委員については、公正性・適切性を確保するため、その審査結果についての検証結果に基づき、平成20年度から模範となるような審査意見を付した審査委員(29名)を選考し表彰している。この取り組みは、研究者からの反響も大きく、審査の質の高さを内外に示すものであり高く評価できる。 ・特別推進研究の審査に海外の研究者を参画させ、審査の国際化を推進している。 ・研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、合議審査において、研究計画調書に記載された他の研究費への応募・採択状況を確認するとともに、府省共通研究開発管理システムの活用等により、平成20年度の審査結果を4月23日に他の競争的資金の配分機関に対し提供している。
② 評価業務	<ul style="list-style-type: none"> ○大型の研究課題については、追跡調査等により成果把握に取り組む。 ○その際、適切な評価体制の整備を図るとともに、進捗状況評価、事後評価を実施し、その評価結果については、ホームページにおいて広く公表する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・特別推進研究、学術創成研究費及び基盤研究(S)を対象として、現地調査・ヒアリング・書面・合議といった評価体制のもと、研究進捗評価及び事後評価を実施し、研究目的の達成見込み、研究目的の達成度、当該学問分野への貢献度、研究成果等について、評価規程に基づき厳格に評価が行われている。 ・その評価結果については、ホームページにおいて広く公開されている。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(2) 助成業務の円滑な実施			
① 募集業務(公募)	○公募に関する情報については、科学研究費補助金に関するホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにする。また、応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定し、10月上旬までに公表する。	A	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度公募に関する情報については、英語版の公募要領等も作成し、科学研究費補助金に関するホームページ上で公開するとともに、研究計画調書の様式についてもホームページに掲載し、研究者等が迅速に入手できるようにしている。また、基盤研究等の応募受付期限前に研究者が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定後、10月6日にホームページで公表している。
② 交付業務	○採否に関する通知は4月上旬までに行う。 ○審査結果の開示通知は、5月下旬までに行う。 ○補助金の額の確定については、7月中旬までに行う。	S	<ul style="list-style-type: none"> 科研費の交付業務については、以下の通り迅速に対応した。 <ul style="list-style-type: none"> 採否に関する通知 4月8日 審査結果の開示通知 5月30日 補助金の額の確定 7月18日 平成20年度に実施した審査業務の効率化・迅速化を図ったことにより、平成21年度分は、4月1日付で採否に関する通知を可能としたことは、競争的資金の効果的・効率的な審査・配分、さらには研究費の過度の重複の防止の観点から、他の競争的資金の模範となるべき成果であり高く評価できる。
③ 不正使用及び不正受給の防止	○各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握のうえ、必要に応じ適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。 ○事業説明会実施時等において、研究費の不正使用及び不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、研究者等の意識改革を促進するとともに、振興会による監査を充実することにより不正の防止に努める。	A	<ul style="list-style-type: none"> 研究機関に提出を義務づけた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出を応募要件としたことにより、各研究機関の不正使用の防止に対する取組の状況等を効率的に把握するとともに、必要に応じ適切な指導を行っている。 ホームページによる周知や全国を地区別に分けて実施した公募要領等説明会、研究機関からの要望に応じて行った事業説明会等において注意喚起、指導を行なうことにより、研究者の意識改革、研究機関における研究費の管理や監査の徹底を促している。
④ 電子システムの導入・活用	○応募手続きについては、平成20年度においては、新たに基盤研究(C)及び若手研究(A,B)の全ての応募書類の受付を電子システムにより行い、応募手続きの完全電子化を図る。 ○審査業務については、基盤研究、萌芽研究及び若手研究において導入している書面審査の結果を受け付ける電子システムを他の研究種目においても導入し活用する。	S	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、新たに基盤研究(C)及び若手研究(A・B)の全ての応募書類の受付を電子システムにより行い、応募手続きの完全電子化を達成した。特に、約9万件もの申請データを確実かつ迅速に取り扱うことが可能となるなど、応募者及び審査者双方の利便性の向上に繋がっただけでなく、審査業務の効率化、審査精度の向上が図られたことは高く評価できる。 審査業務については、平成20年度において、特別推進研究についても書面審査結果の受付の電子化を行ったことにより、応募手続きの電子化と同様に、審査の効率化が進んでいる。
⑤ 科学研究費補助金説明会の実施	○全国各地で説明会を行い、制度の改善に係る正しい理解の促進を図る。その際、地域バランスに配慮する。 ○制度に係るパンフレット、説明資料の向上を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> 地域バランスに配慮して全国を7地区に分けて、公募要領等説明会を開催しており、少ない開催回数(8回)で多くの研究者や事務担当者等(3,100名)に対し、効率的に制度を周知することができている。 パンフレット、説明資料の改善に努めるとともに、説明会資料をホームページで公開している。これらにより、研究者や事務担当者の制度に対する理解の促進に努めている。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及	<p>○平成19年度に終了した研究課題の研究実績、研究成果の概要について、国立情報学研究所のデータベースにより広く公開する。</p> <p>○児童・生徒を主な対象として、「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を全国各地で幅広く実施し、科研費の成果を分かりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わり等に対する理解を深める機会を提供する。</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に終了した研究課題の研究実績の概要について、国立情報学研究所のデータベースで広く公開することにより、関連研究者以外の者にも効率的に情報を提供することを可能にしている。 「ひらめき☆ときめきサイエンス」は、平成17年度に35プログラムで開始したが、平成20年度には全国の92大学で162プログラムを実施しており、着実に充実が図られている。 プログラムを実施する際には、施設見学や講義に偏ることがないよう実施機関に要請することによって、実体験に組み込んだ体験型となっている。また、委員及び振興会職員が現場を訪問し、他機関の取り組みなどを紹介するなど、質の向上を図る努力が継続されており、参加者の満足度も高く、研究成果の社会還元・普及の観点から高く評価できる。 将来を担う児童・生徒に対する、学術への興味と理解を深める機会として有効に機能しており、更なる充実が期待される。
(4) 助成のあり方に関する検討	<p>○科学研究費補助金の審査結果について、学術システム研究センターの機能を有効に活用しながら、事業の改善に反映させる。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 学術システム研究センターにおいて、科学研究費補助金の審査結果を踏まえ、特別推進研究の審査システムの国際化、挑戦的萌芽の研究の審査基準、若手研究(スタートアップ)の研究計画調書・審査基準の見直し、更なる審査の充実、審査の負担軽減などについて検討が行われ、事業の改善に反映させている。
3 研究者の養成			
(1) 全般的な取組み	<p>○優れた研究能力を有する若手研究者が自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら、生活の不安なく研究に専念できる環境を整備するため、特別研究員事業等を計画的・継続的に推進する。</p> <p>○国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、研究者個人への海外派遣に加え、組織的な研究者海外派遣支援を計画的・継続的に推進する。</p> <p>○男女共同参画、出産・育児、優れた外国人留学生へ配慮した取組みなど、我が国の研究者養成に資する効果的な事業の実施を検討する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の研究者養成の中核を担う特別研究員及び海外特別研究員事業について、事業の拡充を図りつつ効果的に推進している。 組織的な研究者海外派遣支援事業の若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)については、組織的な研究者海外派遣支援として着実に実施しており、整理合理化計画を踏まえ、今後さらなる重点化の取組みを強化することが重要である。 出産・育児により研究を中断した研究者の研究現場復帰を支援する特別研究員RPDの充実を図るほか、優れた外国人留学生を特別研究員DCに採用するなど、効果的な取組みを実施している。 若手研究者の養成については、次世代を担う多様な研究者支援を幅広く実施するという目的に則した事業が展開されている。特に、博士課程在学者支援の重点化や、女性研究者支援の充実が適切に行われてきており評価できる。
(2) 選考審査の適切な実施	<p>○「特別研究員等企画委員会」を開催し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備する。</p> <p>○審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員等とする特別研究員等審査会を設置し、書面及び面接審査を効果的に活用して、選考審査を実施する。</p> <p>○審査基準・評価方法の書面審査員への周知、面接終了後の合議審査により、精度の高い選考、評価を実施する。</p> <p>○審査委員の役割を明確化し、役割に応じた適切な委員・専門委員を学術システム研究センターからの推薦に基づき、選考する。その際、積極的に女性を登用する。</p> <p>○改定された申請資格について、適切な経過措置を講ずるとともに、周知に努める。</p> <p>○審査方針等をホームページ等で公開するとともに、不採択者に対し、その評価結果を通知する。</p> <p>○特別研究員に対する研究奨励金の独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、採用内定者情報を同機構に提供し重複チェック等を行う。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 特別研究員企画委員会を計10回開催し、審査方法や募集要項等について十分な審議がなされている。 特別研究員等審査会は、委員47名、専門委員約1,800名という大規模の審査委員を委嘱することで、公正性・透明性に配慮した審査が実施されている。 書面審査員に対しては、審査手引等を作成するなどして審査基準・方法の周知に努めている。選考は、書面審査、合議審査、及び面接審査により実施されており、精度の高い選考が行われている。 審査委員の選定に当たっては、学術システム研究センターを活用し、適切に行われていることに加えて、女性研究者の選定への配慮にも努めている。 改定事項については、ホームページ上で公開するとともに、特別研究員の募集に関する説明会で周知されている。 審査方針や審査の方法等はホームページで公開されており、審査の透明性が確保されている。不採択者に対しては、総合評価のTスコアやおおよその順位が開示されている。 独立行政法人日本学生支援機構に対して採用内定者情報を提供し、重複チェックが行われているなど、重複受給の防止に努めている。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(3) 事業の評価と改善	<p>○高水準の待遇で採用した者(特別研究員-SPD)については、学術システム研究センターの機能を活用して、選考審査から支援終了後のフォローアップに至る一貫性のある評価体制のもと、支給の効果について評価し、その結果を本人に通知する。</p> <p>○改善事項については、十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 特別研究員SPDについては、学術システム研究センターにおいて、中間評価・事後評価を行い、本人及び受入研究者に通知されている。 学術システム研究センターにおいて審査内容等の分析・検証を行い、制度改善に努めている。改善事項については、ホームページでの公開とともに、説明会でも周知されている。
(4) 特別研究員事業			
① 特別研究員(DC, PD)	<p>○我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため、採用した特別研究員-DCに対し研究奨励金を支給する。</p> <p>○我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため、採用した特別研究員-PDに対し研究奨励金を支給する。</p> <p>○特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者(DC)の支援に重点化する。</p> <p>○特別研究員PDは、研究者の流動性向上のため、大学院在学当時の所属研究室と同一研究室とする者についてはその正当性を審査する。</p> <p>○採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを奨励する。</p> <p>○採用期間終了後の進路状況調査を行い、その結果をホームページにて、国民に分かりやすい形で公表する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 採用した特別研究員(DC)、特別研究員(PD)に対して、円滑に研究奨励金を支給している。 整理合理化計画に基づき、DCの採用者の拡充(平成19年度から370人増)が図られている。 特別研究員PDについては、平成20年度新規採用者のうち、博士の学位を取得した所属研究室以外の場で研究する者の割合は9割以上(96, 4%)となっている。 採用期間中の海外渡航の奨励を募集要項、諸手続の手引きに記載した結果、PDについては、平成20年度末で採用期間が終了する予定であった者のうち、3割以上(34, 5%)の者が1ヶ月以上海外渡航を行っている。 特別研究員採用終了後の進路状況調査を行い、PDについては、結果について、ホームページで公表している。 PDの採用期間終了後5年間経過後調査では、84, 7%が「常勤の研究職」に就いており、我が国の研究者養成・確保に大きく貢献している。
② 特別研究員(SPD)	<p>○世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、高水準の待遇で採用した特別研究員-SPDに対し、研究奨励金を支給する。</p> <p>○採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを奨励する。</p> <p>○採用期間終了後の進路状況調査を行い、その結果をホームページにて、国民に分かりやすい形で公表する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 採用した特別研究員(SPD)に対して、円滑に研究奨励金を支給している。 募集要項、諸手続の手引きにより採用期間中の海外渡航を奨励している。 特別研究員採用終了後の進路状況調査を行い、結果については、ホームページで公表している。
③ 特別研究員(RPD)	<p>○出産・育児により研究を中断した優れた若手研究者の研究現場復帰を支援するため採用した特別研究員-RPDに対し、研究奨励金を支給する。</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> 採用した特別研究員(RPD)に対して、円滑に研究奨励金を支給している。 特別研究員(RPD)は、研究分野における男女共同参画の推進に寄与するものとして、着実に事業の拡充が行われている。 研究現場への復帰支援は、それぞれの事情に鑑み柔軟な支援体制を整備することが必要であり、研究者の希望に応じて、復帰時期に合わせて支援開始日を選択できる制度を構築していることについて、高く評価できる。 また、特別研究員等審査会の委員に女性研究者を積極的に委嘱していることは、復帰支援策の充実を図る上で必須であり、その声を事業に反映できていることも評価できる。
④ 特別研究員(21世紀COE)	<p>○「21世紀COEプログラム」に選定された拠点において採用された特別研究員(21世紀COE)に対し、研究奨励金を支給する。</p> <p>○特別研究員(21世紀COEプログラム)については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 採用した特別研究員(21世紀COE)に対して、円滑に研究奨励金を支給している。 整理合理化計画に基づき、平成20年度限りで支援を終了し、より重点化された拠点への支援として特別研究員(グローバルCOE)の支援に重点化を図っている。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
⑤ 特別研究員(グローバルCOE)	○「グローバルCOEプログラム」に選定された拠点において採用された特別研究員(グローバルCOE)に対し、研究奨励金を支給する。	A	<ul style="list-style-type: none"> 採用した特別研究員(グローバルCOE)に対して、円滑に研究奨励金を支給している。 整理合理化計画に基づき、より重点化された拠点への支援として特別研究員(グローバルCOE)の支援に重点化を図っている。
(5) 海外特別研究員事業	<ul style="list-style-type: none"> ○海外の大学等に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業を円滑に実施する。 ○海外特別研究員が派遣される国・地域ごとの特殊性などに関し、採用者を対象とするアンケート調査等を行う。 ○海外特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民にわかりやすい形で公表する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 整理合理化計画において、日本人の若手研究者に海外での研鑽機会を付与する事業に重点を置くこと等の指摘を受けており、採用者数の拡充(平成19年度から2名増)を図っている。 海外特別研究員については、300人を超える支援対象者に対して、海外派遣を支援している。 海外特別研究員が安心して長期間研究に専念できる環境を整備するため、採用者を対象にアンケート調査を行っている。その結果を踏まえて、海外旅行傷害保険の一括加入を実現している。 海外特別研究員の採用期間終了後の進路状況調査について、その調査方法等の検討が行われている。早期に調査を行い、事業内容を検証することが望まれる。
(6) 若手研究者インターナショナル・トレーニングプログラム	○若手研究者が海外において一定期間研究活動に専念する機会を提供することを支援する。	A	<ul style="list-style-type: none"> 採択20機関、延べ168人の若手研究者が海外に派遣され、若手研究者が海外で活躍・研鑽する機会の提供が行われている。 整理合理化計画に基づき、平成20年度は新規10課題を含めた計20課題を支援しており着実に事業の拡充を図っている。(平成19年度予算200百万円→平成20年度予算360百万円)
(7) 日本学術振興会賞	○日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。	A	<ul style="list-style-type: none"> 推薦要項について、我が国の学術研究機関及び学協会等3,079機関に送付するとともに、ホームページや科学専門誌等にも掲載することで周知に努めた。日本学術振興会賞審査会において、研究業績の卓越性及び将来性等について審査を行い、24名の受賞者を選定し、授賞式が開催されている。 同賞の選考に際しては、学術システム研究センターにより予備的審査を実施するとともに、平成20年度から、学際的な領域或いは新領域の分野の研究を審査する場合に、複数分野の審査委員による慎重な審査を行うなどの見直しを実施している。これらの取り組みによって、審査の質の向上が図られており評価できる。
(8) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラム	○選考委員会委員の推薦等、適切な審査が行われるよう協力する。	A	<ul style="list-style-type: none"> 学術システム研究センターの協力を得て、若手研究者の養成に対する見識があり、審査・評価等の経験が豊かな研究者を選考委員会委員に推薦する等、適切な審査が行われるように協力している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
4 学術に関する国際交流の促進			
(1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の推進	<p>○諸外国の学術振興機関との協定に基づき、共同研究、セミナーの開催、研究者交流を支援する事業を、各国の研究水準等の学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ円滑に実施する。</p> <p>○海外研究連絡センターについては、当該国の学術振興機関との有機的な協力の下、セミナー、シンポジウム等を実施する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・二国間交流事業においては、40カ国、63機関との協定等に基づき、513件の共同研究・セミナー、275人の研究者交流を実施している。 ・海外研究連絡センターにおいて海外の学術振興機関等との共催シンポジウムを開催することにより、日本の優れた研究者が最先端の研究成果等を世界に向けて効果的に発信している。 ・国際的に取り組むべき課題の解決に向けたボトムアップ型国際共同研究を充実させることは、諸外国の学術機関との連携の一層の強化等、我が国の科学技術外交の観点からも重要な取り組みである。
(2) 研究教育拠点の形成支援	<p>○先端研究分野において、世界的水準の研究交流拠点の形成及び若手研究人材の育成を図る先端研究拠点事業を実施する。</p> <p>○ドイツ研究協会と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、11機関19交流を米英独仏等の15カ国との間で先端研究拠点事業を実施し、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行っている。平成20年度からは、対象国の制限の緩和などの改善を図っている。 ・日本の学生がドイツの大学に年間10ヶ月間以内研究滞在するための旅費や、参加学生を中心とした共同セミナーの開催費等を3年間支援している。これにより、日独が共同で行う大学院教育の国際性向上および若手研究者育成に貢献している。
(3) 若手研究者育成のためのセミナー	<p>○諸外国の学術振興機関と連携し、次世代を担う研究者の養成のため、学際的な観点から先端的な研究課題について集中的に議論を行う先端科学シンポジウム事業を実施する。</p> <p>○特定の研究領域において、研究者の養成及び日欧研究者間のネットワーク形成のため、欧州科学財団と協力し、著名な研究者による講義及び参加者相互の議論からなる日欧先端科学セミナーを実施する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、米国科学アカデミー（NAS）等との共催で4件のシンポジウムを開催したことにより、参加者のより広いネットワーク形成に貢献している。 ・日欧先端科学セミナーについては、平成20年度は、1件実施されており、若手研究者の国際的ネットワーク形成、さらには国際的リーダーシップの醸成に資する活動が推進されている。
(4) アジア・アフリカ諸国との交流			
① アジア・アフリカにおける研究教育拠点の形成支援等	<p>○アジア・アフリカ諸国との共同研究拠点形成を推進するため、拠点大学交流事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業を実施する。また、中韓の対応機関との協議に基づき、日中韓フォーサイト事業を実施する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア・アフリカ諸国との共同研究拠点形成を推進するため、拠点大学交流事業では、18件の交流支援を行い、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業、日中韓フォーサイト事業は、新規採択17件を含む43件の交流支援が行われている。また、各事業においては、中間評価・終了時評価・事後評価が実施されている。 ・整理合理化計画の指摘を踏まえ、拠点大学交流事業を相手国にマッチングファンドを求める形式への移行を段階的に進めており、平成20年度をもって6交流が終了した一方、マッチングファンド方式の事業（アジア研究教育拠点事業、日中韓フォーサイト事業）により、平成20年度は7交流が開始されている。
② アジア科学技術コミュニティ形成戦略事業	<p>○我が国が主導的立場に立ってアジアにおける科学技術コミュニティを形成することを目的とし、「アジア学術振興機関長会議」「HOPEミーティング」「機動的国際交流」など多層的なネットワーク形成を支援する各事業を、文部科学省と連携しつつ戦略的に実施する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア各国のファンディング機関の代表者が一堂に会し、各国の課題と相互協力の在り方について意見交換を行う「アジア学術振興機関長会議等」により、多層的な科学技術ネットワークの構築が行われている。アジア太平洋地域の優れた大学院生とノーベル賞受賞者を含めた第一線の研究者が一堂に会し、次世代研究者の育成と学術ネットワーク形成を目的とした「HOPEミーティング」については、継続することが重要であり、毎年度、着実に実施されることが望まれる。 また、「機動的国際交流」については、平成20年度より各大学、研究機関からの事業提案を積極的に受け付け、より広いネットワークを活用して事業を実施している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
③ 論文博士号取得希望者への支援事業	○論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジアの若手研究者を支援する事業を実施する。	A	・論文博士号の取得を希望する152人のアジア若手研究者に対し支援が行われ、5年以内に70%以上が博士号を取得している。
④ アジア学術セミナーの開催	○アジアの若手研究者に最新の学術成果を紹介する「アジア学術セミナー」を中国・インド・韓国それぞれの対応機関と協力して開催する。	A	・アジア諸国との学術支援機関との協力により、アジアの若手研究者を対象とした短期集中型のセミナーを計画通り3カ国との間で1件ずつ開催し、最新の学術動向を紹介することを通じて、アジアの若手研究者の育成と人的ネットワークの構築に寄与している。
(5) 研究者の招致			
① 全般的な取組み	○研究者のキャリアステージに沿い、その経歴及び訪問目的に即し、優れた外国人研究者を我が国に招へいする事業を実施する。	A	・7つの事業枠組みを設けて、欧米諸国29カ国を含む計89カ国から各事業の目的に合致した優秀な研究者を招へいし、160を超える国内の大学・研究機関に対し、著名研究者による講演・助言等を受ける機会や若手研究者を組織的に受け入れる機会を提供している。
② 外国人特別研究員事業	○多様な国から招へいを行う。 ○欧米を中心とした6カ国において、本会事業を終えて帰国した研究者により形成された研究者コミュニティについては、事業経験者同士の交流促進活動や、そのネットワークを通じた日本との新たな交流の開始など、研究者コミュニティが行う活動を積極的に支援する。 ○来日直後の研究者に対し、日本での研究生活を円滑にするためのオリエンテーションを実施するとともに、生活ガイドブックの作成・配付や、日本語研修支援等の日常生活面における支援をする。 ○招へいした外国人研究者が、高等学校等において、研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを実施する。	A	・89カ国から1,582名の優秀な研究者を受け入れているが、整理合理化計画を踏まえ、規模を縮小してきている。 ・海外研究連絡センターと研究者コミュニティが協力して実施している大学等研究機関訪問や渡日前オリエンテーションといった広報活動を積極的に支援し、欧米諸国の優秀な若手研究者により広く周知を行っている。 ・事業経験者によるコミュニティ(同窓会)の設立を促進し、平成20年度中に、新たに4カ国(エジプト、ケニア、韓国、バングラデシュ)において同窓会が設立され、同窓会のネットワークが世界規模で充実が図られている。これにより、諸外国において、振興会の広報・普及が図られるだけでなく、新たに優秀な若手研究者の振興会事業への参加が期待される。 ・来日後3ヶ月以内の研究者を対象にオリエンテーションを年7回開催し、日本における研究や生活についての情報を提供するとともに、来日前にガイドブックを配付し、来日当初から円滑な研究生活が可能となるよう支援している。 ・サイエンス・ダイアログを延べ86回(前年度比11回増)開催し、次世代を担う生徒の科学や国際社会への関心を深めることに貢献している。
(6) 大学等における研究環境の国際化支援	○日本の大学の国際化を促進させるため、大学の職員養成の取組を支援する。 ○国内で開催する国際的な研究集会への支援を行うとともに、国外で開催される国際的な研究集会への派遣支援を行う。 ○国際化に資するモデル開発を行うため、国内の大学等の国際化の取組の分析を行い、諸外国における大学等の国際化の取組の調査研究を行う。 ○海外研究連絡センターにおいては、各大学が主催するシンポジウムなどの実施や各大学の海外拠点の活動を支援する。	A	・国内で開催する国際的な研究集会の支援は、平成20年度は41件、外国開催の国際研究集会への研究者派遣支援は306人に対して行われ、日本の大学の国際化が促進されている。 ・文部科学省から「大学国際戦略本部強化事業(研究環境国際化の手法開発)」の委託を受け、大学における国際化の取組の分析を行うとともにアメリカにおける大学国際化のための取組事例について調査が行われている。 ・日本の8大学が5海外研究連絡センター(サンフランシスコ、ロンドン、バンコク、北京、カイロ)の共同利用を開始しており、海外における我が国の学術情報の発信力の強化に貢献している。また、日本の大学の若手職員の海外事務研修は、国際業務担当職員の養成に貢献している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(7) 事業の評価と改善	<ul style="list-style-type: none"> ○学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、国際共同研究の基本的な方向性についての検討に着手する。また、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業について費用対効果の検証を行うほか、研究者へのサービス向上を図るなど不断の見直しを行う。併せて、海外の学術振興機関との間で事業の有効性・適切性の相互評価など、事業の成果及び効果を把握するための手法の検討に着手する。 ○海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)については、交流相手のニーズ・特性、我が国の研究者の意見を考慮しつつ、研究者へのサービス向上を図るなど不断の見直しを行う。 ○ワシントン研究連絡センターについては、独立行政法人科学技術振興機構のワシントン事務所の機能にも着目しつつ、効率的な運営の観点から、同事務所の共同設置・運用に向けた検討を行う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の審査・評価体制の公正性・透明性をより一層向上させるとともに、海外の学術振興機関との連携により、国際交流事業の改善に向けての検討を行っているが、引き続き、国際交流事業全般についての効果の検証をし、基本的方向性についての検討を進めることが重要である。 ・海外研究連絡センター(カイロ・ナイロビ)については、交流相手のニーズ・特性、我が国の研究者の意見を考慮しつつ、活動状況等の検証を実施し、両センターの同地域における拠点機能や学術動向の発信、収集機能の充実に努めている。また、東京に新たに「大学国際化支援海外連携本部」を設置し、各海外研究連絡センターとの連携を一層強化する体制を構築している。 ・海外研究連絡センター(ワシントン)については、科学技術振興機構と共同でプロジェクトチームを設置し、各々の事務所の機能にも着目しつつ、効率的な運営を行う観点から、共同設置・運用に向けて検討が行われている。
5 学術の応用に関する研究の実施			
① 人文・社会科学振興プロジェクト研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「課題設定型プロジェクト研究」を推進するため、学識経験者等で構成する「事業委員会」、「企画委員会」を組織し、適切な企画・実施に努める。 ○平成20年度は、研究進捗状況の確認及びプロジェクト研究を推進するための審議・検討を行う事業委員会及び企画委員会を開催するとともに、最終年度としてのとりまとめを行う。 ○事業推進にあたり、研究者からの提言の発信及び研究者間のネットワークの形成のためにシンポジウム及びフォーラム等を開催する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・企画委員会(8回)を開催し、年度内におけるグループ研究の推進と事業活動の企画・実施を並行して行い、迅速かつ効率的な事業の推進に努めている。 ・プロジェクトごとに本事業での研究成果をシリーズ本として8冊刊行し、17プロジェクト全ての研究成果が平成20年度までに刊行されている。 ・ホームページに各種取組の情報提供を積極的に行うとともに、公開シンポジウム、ニューズレターの発行、サイエンスカフェ人社版を開催(全体で27回)するなど、目に見える形で研究成果を発信している。
6 学術の社会的連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学界と産業界の連携により発展が期待される分野や、推進の方法・体制等について検討する産学協力総合研究連絡会議を開催する。 ○産学協力研究委員会等の設定、連携・協力支援のための事業を実施する。 ○国内外の研究者を集めてセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。 ○将来発展が期待される分野及び解決すべき課題について専門的に調査審議を行う研究開発専門委員会を開催する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「産学協力総合研究連絡会議」を設置し、今後発展が期待される分野に関する委員会の設置等の審議を行っている。 ・産学協力研究委員会で蓄積された成果発信の場として、産学協力による国際シンポジウムを開催している。
7 国の助成事業に関する審査・評価の実施			
① 21世紀COEプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家による委員会を開催し、評価等を行う。 ○平成20年度は、平成15年度に採択されたプログラムの事後評価を行う。 ○専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度採択事業130件について、着実に事後評価を行っている。 ・事後評価は、90名の評価部会委員により、書面審査、必要に応じて現地調査が実施されている。 ・プログラムの趣旨や特徴、審査や中間・事後評価の概要、拠点における取組個別具体例等を冊子としてとりまとめ、広く社会に対しての情報発信に努めている。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
② グローバルCOEプログラム	<p>○専門家による委員会を開催し、審査を行う。</p> <p>○平成20年度は、新たに公募するプログラムの審査・選定を行うグローバルCOEプログラム委員会を開催するとともに、専門分野の部会を設け、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、グローバルCOEプログラム委員会における審査方針等の策定、分野別審査・評価部会の5部会、及び部会長会議における客観的で公平・公正な第三者評価による審査が実施されており、29大学68件の拠点形成計画が選定されている。 公平・公正な審査の徹底を図るため、審査委員の選考にあたっては、大学関係団体等から広く候補者の推薦を求め、国公立大学等のバランス等を考慮している。また、審査終了後には、ホームページ等を通じて、選定結果の公表、各大学への審査結果の開示について積極的に行うとともに、審査要項、審査基準、採択プログラム、審査結果の概要及び審査委員の氏名等関係情報の提供についても積極的に行っており、審査の透明性にも配慮している。振興会のホームページから採択拠点のホームページへリンクさせるなど、広く社会に対しての情報発信にも努めている。
③ 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ	<p>○専門家による委員会を開催し、評価等を行う。</p> <p>○平成20年度においては、平成18年度に採択されたプログラムの事後評価を行う委員会を開催するとともに、各専門分野を網羅した事後評価部会を設け、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に採択され、終了した46件について、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会において事後評価を開始し、事後評価部会、総合審査部会、委員会において、第三者による客観的で公平・公正な評価を実施している。 公平・公正な事後評価の徹底を図るため、評価委員の選考にあたっては、国公立大学等のバランス、地域性等のバランスにも考慮し、事後評価の公正性に努めている。また、事後評価終了後には、ホームページを通じて、事後評価結果の公表、各大学への事後評価結果の開示を積極的に行うとともに、教育プログラムに関し大学から提出された報告書、評価委員の氏名等についても公表しており、評価の透明性にも配慮している。
④ 大学院教育改革支援プログラム	<p>○専門家による委員会を開催し、審査等を行う。</p> <p>○平成20年度においては、新たに公募するプログラムの審査・選定を行う委員会を開催するとともに、専門分野別の部会を設け、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 161の国公立大学から273件の申請を受け付け、大学院教育改革支援プログラム委員会において審査を開始し、分野別審査部会の3部会における客観的で、公正な第三者評価による審査が実施され、47大学66件の教育プログラムを選定している。 公平・公正な審査の徹底を図るため、審査委員の選考にあたっては、国公立大学等のバランス、地域性等のバランスにも考慮し、審査の公正性に努めた。なお、審査終了後には、ホームページ等を通じて、選定結果の公表、各大学への審査結果の開示について積極的に行うとともに、教育プログラム、審査結果の概要及び審査委員の氏名等関係情報の提供についても積極的に行っており、審査の透明性にも配慮している。
⑤ 質の高い大学教育推進プログラム	<p>○専門家による委員会を開催し、審査を行う。</p> <p>○平成20年度においては、新たに公募するプログラムの審査・選定を行う委員会を開催するとともに、取組内容別の部会を設け、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性を確保しつつ、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、5月に488校の国公立大学等(大学:374校、短期大学:73校、高等専門学校:41人)から、939件(大学:745件、短期大学91件、高等専門学校(23件)の申請を受付、書面審査及びヒアリング審査が行われている。 審査にあたっては、国公立大学等のバランス、地域性等のバランスにも考慮し、審査の公正性に努めている。質の高い大学教育等推進事業委員会の下に、学校種別ごとの部会を設置し、各部会において公平・公正な第三者評価による審査が実施され、各部会の審査結果を踏まえ、同9月には120校148件(大学117件、短期大学:17件、高等専門学校:13件、共同申請:1件)の教育プログラムを選定している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
⑥ 世界トップレベル研究拠点プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家による委員会を開催するとともに評価業務・管理業務を実施する。 ○平成20年度は、平成19年度に採択された5拠点についてのフォローアップ・管理業務を行う。 ○プログラムを担当するPD・POを配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム・ディレクター (PD) 及びプログラムオフィサー (PO) を設置し、適切な指導・助言が行えるよう配慮しつつ、効率的にフォローアップを行っていくためにプログラム委員会の下に、POを主査とする作業部会を拠点ごとに設置している。 ・PD及び各拠点担当のPOを中心としたフォローアップ業務・管理業務を実施している。 ・平成20年度の進捗状況の確認においては、PDと拠点ごとに設置された作業部会による各拠点への現地視察が行われ、その結果をもとに、プログラム委員会による第2回フォローアップ会合を開催している。なお、拠点構想の進捗状況の把握や適切な管理のため、PD・PO会議を7回開催している。
⑦ 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国の「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」及び「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学推進事業」について、審査業務・プロジェクト管理業務を実施する。 ○平成20年度においては、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。 ○平成17・18年度及び平成20年度に選定された課題についてプロジェクト管理を行うとともに、最終年度の課題については評価を行う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」の中間評価について、プロジェクト研究ごとに4~5名で構成する評価チームを置き、専門性の高い評価を効率的に実施している。また、「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学推進事業」の応募書類については、府省共通研究開発管理システムによるオンライン申請とすることで、大学・研究者の事務的負担の軽減に努めている。 ・審査・評価終了後は、各機関・研究者へ審査、評価結果の開示を行っている。また、ホームページにおいても、審査・評価結果に加えて、審査要領、評価要領、各委員会名簿を積極的に公表しており、審査・評価の透明性にも配慮している。
8 調査・研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○海外研究連絡センターとの連携による諸外国における学術振興施策の状況調査及び国内外の学術研究動向、研究者動向等の調査・研究を実施し、今後の振興会事業に反映させる。 ○学術システム研究センター研究員全員が専門分野にかかる学術動向調査研究を実施し、適切な審査委員の選考や、最新の学術動向を反映させた評価システムの整備など、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。 ○これらの成果については、必要に応じ報告書等にとりまとめホームページ等において公表する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・学術システム研究センターでは、個々の研究員の発意に基づき、研究員自身の専門領域のみならず全般的な学術の振興を見据えつつ、各分野の特性に応じた研究動向等の調査・研究を実施することにより、調査結果及び研究成果を全ての学問領域にわたって、振興会業務の向上につながっている。 ・同様に、外国の研究機関に所属する研究者を、特別推進研究の審査意見書作成者に加えることとしたことに伴う、評定基準・評価方法等の検討に際しても、調査結果及び研究成果を反映させるなど、評価システムの整備や改善にも役立っている。 ・これらの成果については、ホームページ等において公表している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用			
(1) 広報と情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○国民及び研究者等に向けた広報の在り方、実施方法についての協議を行い、その検討結果を踏まえた適切な広報に努める。 ○各事業の概要、支援の内容等についてホームページに掲載する。 ○分かり易く編集された和文・英文のパンフレットを各10,000部以上作成し、関係機関に対して送付するほか、必要に応じて事業毎にパンフレットを作成・配布する。 ○英文ニューズレターを年4回(各回15,000部)発行し、振興会の事業により来日したことのある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施状況や学術研究にかかわる情報について、ホームページへの掲載を積極的に進めるとともに、事業内容を紹介するパンフレット、ニューズレターやポスターを作成し、内外の研究者及び研究機関への送付や会議の場での配付により、広く情報発信を行った。また、新たな取り組みとしては、平成20年8月から毎月メールマガジンを発信し、公募情報や各種事業、行事予定の紹介等事業内容の周知に努め情報発信の強化を図っている。 ・パンフレットについては、和文・英文とも、4月、10月に各5,000部ずつ作成し、説明会や会議等で配付したほか、大学等研究機関に送付している。 ・英文ニューズレターについては、「JSPS Quarterly」を平成20年6月、9月、12月及び平成21年3月にそれぞれ16,000部発行し、本会の事業により来日したことのある外国人研究者、海外学術振興機関、在日大使館等に配付している。
(2) 成果の普及・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○学術システム研究センターの調査・研究の成果については、事業の企画・立案に反映させるとともに、必要に応じて報告書等にとりまとめ、ホームページ等において公表する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・学術振興方策及び学術研究動向に関する調査・研究を実施し、その成果を直接、科研費及び特別研究員・外国人特別研究員などの諸事業における審査委員等の候補者案の作成及び審査結果の検証、日本学術振興会賞の予備的審査、そして日本学術振興会の事業全般に対する提案・助言等において活用している。また、調査研究の成果を検討した上、論文にとりまとめ、学会で発表するとともに、ホームページ上に公表している。
10 前各号に附帯する業務			
① 国際生物学賞にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> ○第24回顕彰にかかる事務を行うとともに第25回に向けた準備・支援の事務を積極的に実施する。また、募金趣意書を配布するなど、国際生物学賞基金への募金活動に努める。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・第24回授賞式を、平成21年12月8日に日本学士院にて天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ挙行している。また、第25回国際生物学賞の基本方針について議論するため委員会を開催している。募集趣意書を作成し募金活動を実施し、募金の充実にも努めている。
② 学術関係国際会議開催にかかる募金事務	<ul style="list-style-type: none"> ○学術関係国際会議の開催のため、指定寄付金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・学術関係国際会議開催に係る募金事務を受託し、円滑な国際会議の開催に寄与している。
③ 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付金を受入れ、寄付者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄付金事業及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、団体、個人等から広く寄付金を受け入れて、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施等の促進等のため、寄付者の意向に基づき、適切に事業を実施している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置		A	
1 業務運営の効率化	<p>○一般管理費(人件費を含む。)に関し、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。その他の事業費(競争的資金を除く。)について、平成19年度予算に対して1%以上の削減を図る。また寄付金事業等についても業務の効率化を図るなど、中期計画に従い業務の効率化を図る。</p> <p>○平成20年度の人件費については、平成19年度の人件費と比較し、概ね1%の削減を目安とする。</p> <p>○職務内容、経歴、勤務状況等を勘案した管理職員手当の見直しを行うとともに、職員給与の昇級号俸数の抑制を行うことなどにより、総人件費の縮減を図る。</p> <p>○業務の実施に当たり委託等を行う場合には、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大や随意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。</p> <p>○業務の効率化を図る際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、一般管理費について平成19年度予算に対して3.7%の削減を図ったほか、その他の事業費について、平成19年度予算に対して2.9%の削減を図っている。 平成20年度総人件費については、平成17年度決算に対して3.8%の削減を行った。平成19年度決算の人件費に対して、平成20年度は1.2%の削減となっており、目標を上回っている。 管理職手当の見直しとして、(本給月額額の20%→16%~20%〔平成18年度から〕)を実施しており、平成17年度と比較し△0.475%減となっている。また、職員の昇級号俸数の抑制を平成20年1月から実施しており、平成17年度と比較して、△0.475%減となっている。 給与水準については、勤務地、住居手当受給者の割合に起因し、対国家公務員指数100を超えている。しかしながら、職員給与の昇級号俸数の見直し、管理職員手当などの諸手当の見直し等による引き下げの努力が続けられており、適正な取り組みであると評価する。 総人件費の抑制については、監事監査の結果も踏まえ、適正なものと評価する。 業務の実施にあたり外部委託等を実施する場合には、国における見直しの取組等を踏まえ、一般競争入札の範囲拡大や随意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとしている。業務委託については、業務運営の効率化の観点から平成19年度に引き続き実施した業務に加え、新たにデータ入力業務を外部委託し、業務の合理化・効率化を図った。さらには、会計規程・契約規則を改正し、指名競争の要件等を国の基準に合わせるとともに、複数年契約について明確化するなど、業務運営の一層の効率化に努めている。 業務効率化の一方で、研究者等へのサービスの低下を招いていないか配慮されるように期待する。
2 職員の能力に応じた人員配置	<p>○能力に応じた処遇、人員配置を可能にするため、複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行い、給与への反映を図る。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定により、成績優秀者(職員全体の30%)を選出し、勤勉手当を増額して支給しているなど、勤務成績が処遇に適切に反映されている。これにより今後さらに職員のインセンティブが高まることが期待される。
3 情報インフラの整備			
(1) 業務システムの開発・改善	<p>○伝票を電子的に処理するとともに、会計帳簿についても電子的に管理し、独立行政法人会計基準に則り効率的かつ適正な会計処理を行う。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 整理合理化計画で管理会計の導入の指摘を受けたことを踏まえ、管理会計で必要となるセグメント情報を会計書類の事務処理時に会計システムで入力し、決算業務でセグメントごとの会計情報を出力できるように改修が行われている。これにより、中期計画に基づき事業内容等に応じて区分している個々の業務に係る財務情報について、補足的情報の提供・開示がすみやかに行えるようになっている。
(2) 情報管理システムの構築	<p>○業務に必要な振興会内の諸手続については、情報共有ソフト(グループウェア)を活用し、効率的な業務運営が実施できるよう引き続き整備を行う。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> グループウェアを活用した情報管理システムを構築し、ホームページ更新作業の依頼を電子的な申請方法とし、作業管理の簡素化、更新期間の短縮など、効率的な業務運営に寄与している。
4 外部委託の促進	<p>○効率化が図られる業務や分野、部門を調査し、外部委託の有効性を検討し、外部委託を促進する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業の増加などに対応するため、各事業の業務を精査し、合理的かつ効率的に事業が実施できるよう検討を進め、業務の一部について外部委託を推進した結果、業務の効率化が図られている。 今後も外部委託により一層の効率化が図られることを期待する。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
5 随意契約の見直し及び監査の適正化	<p>○「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、随意契約件数の比率を引き下げる。また、取組状況については、随意契約実績として、年度末にホームページに公開する。</p> <p>○随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、監査法人等によるチェックを要請する。また、監査結果については、監査終了後に公開する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約について契約規則に明記し、取扱要領を新たに整備したことで、恣意的な運用を避けることができている。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、初年度に競争入札し、以後、毎年随意契約により継続している派遣職員の契約手法を、複数年契約にするなどの見直しを実施し、随意契約件数を引き下げている。さらに、取組状況については、随意契約実績として、年度末にホームページに公開している。 ・契約の透明性・競争性を確保する観点から、入札公告を一定期間ホームページに掲載するなど、一者応札を改善させる取組を行っている。 ・監査法人に「契約締結に関する内部統制」を新たに依頼し、規程及び体制についてチェックを受けている。 ・随意契約実績について、20件程度抽出確認を受けている。抽出審査は、実績の中から無作為に抽出し、契約内容の妥当性、契約金額の妥当性、会計規程に抵触していないかが確認されている。結果、何れも問題がない旨の監査結果となっている。 ・情報システムの開発契約業務の一部を第三者に再委託しているが、著作権との関係、品質向上等に基づくものとなっている。また、特定に業者との継続的な関係は散見されず、再委託する場合には、再委託先を管理できる場合にのみ限っており、合理的である。 ・随意契約を実施する場合には、監事による事前監査を引き続き受ける体制となっている。応札条件や再委託する場合の条件の設定、応札者の範囲拡大のための取組については、いずれも適切に実施しているとの監査結果を受けている。監査結果については、監査終了後に公開している。 ・随意契約の見直し計画の着実な進展が見られる。見直し計画をより効果的なものとするためは、第三者評価の仕組みを制度化するとともに、一括再委託禁止措置の規定を定めることが必要である。また、契約手続きに係る執行体制・審査体制を強化することが望まれる。
6 決算情報・セグメント情報の公表	<p>○セグメント情報の公表に対応できるよう、会計システムを改善し、決算情報とともにセグメント情報を公表する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に基づく業務内容等に応じた適切な区分によるセグメントを検討し、振興会の主となる事業を基本とした上、セグメントを設定している。また、決算・セグメント情報の公表に対応できるよう、セグメント毎の管理を行うための会計システムの改善が平成20年度より行われている。
第三 予算、収支計画及び資金計画	<p>○適正な財務管理の実現を図る。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な財務管理が行われている。 ・科研費の次年度繰越などの要因により年度末の流動資産が増大している。一方で、特別研究員の辞退者等が見込みを上回ったことによる当期利益が発生している。当期利益については、外的な要因によるものとなっており、目的積立金とするものではない。今後は、研究奨励金の効果的な配分がなされるよう、柔軟な執行管理が望まれる。
第四 短期借入金の限度額	<p>○短期借入金の限度額は72億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・該当無し
第五 重要な財産の処分等に関する計画	<p>○重要な財産を譲渡、処分する計画はない。</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・該当無し

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
第六 剰余金の使途	○振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査研究の充実、情報化の促進に充てる。	/	・該当無し
第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
1 施設・設備に関する計画	○施設・設備に関する計画はない。	/	・該当無し
2 人事に関する計画	○職員の専門性及び意識の向上を図るため、語学研修、海外の機関での研修、情報セキュリティ研修を実施する。 ○国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。 ○職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。 ○文部科学省から実務経験を有する質の高い人材の確保を図り、適切な人事配置を行う。 ○職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生の実施を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・語学研修をはじめとする国内外での研修へ職員を参加させ、業務の円滑な遂行、職員の資質向上を図っている。 ・国立大学等と積極的な人事交流を進め、質の高い人材の確保、育成に努めている。 ・複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定を行い、給与への反映を図っている。 ・人事交流により文部科学省から実務経験を有する質の高い人材を確保し、業務を効率的、効果的かつ機動的に実施している。 ・メンタルヘルス相談室において、専門家による電話相談を実施するなど、勤務環境の整備に努めている。
3 積立金の処分に関する事項	○前中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、前払費用等に係る会計処理に充てることとする。	/	・該当無し